

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年6月29日
<b>【会社名】</b>	東邦グローバルアソシエイツ株式会社
<b>【英訳名】</b>	TOHO GLOBAL ASSOCIATES Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 横田 満人
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役 友田 純子
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区虎ノ門一丁目16番16号 虎ノ門1丁目MGビルディング
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役横田満人及び最高財務責任者取締役友田純子は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当社グループの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行ないました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行なった全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行なっている業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の高い業務プロセスとして評価対象に追加しております。

評価の対象とした業務プロセスにつきましては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続きを実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

(1) 当社の連結子会社において、決算処理における仕訳の妥当性が検討されておらず、連結グループにおける決算業務においても検討が不十分であったため、多数の誤謬が発生していることが財務諸表監査の過程で判明し、修正を行いました。

連結会計年度の末日までに是正されなかった理由は、子会社及び連結グループの決算・財務報告プロセスの整備状況に不備があったこと及び経理並びに財務の知識・経験を有した者を当該プロセスの検討及び承認手続に従事させることができなかったためであります。

(2) 当社グループにおける建設事業における売上、棚卸にかかる業務プロセスにおいて、適正な収益及び原価計上に必要な契約内容の検討及び承認手続の運用が不十分であったため、運用評価の過程において多数の不備が発生致しました。

連結会計年度の末日までに是正されなかった理由は、当該業務プロセスの運用状況に不備があったこと及び経理並びに財務の知識・経験を有した者を当該プロセスの検討及び承認手続に従事させることができなかったためであります。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、これらに従事する人員に制約はあるものの、既に平成21年6月に2名の増員は済んでおり、決算・財務報告プロセス及び各業務に係るプロセスの再検討を行い、環境を整備し、翌連結会計年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

## 4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、連結会計年度の末日後、当社財務部に連結子会社管理担当者を設置致しました。当社グループの連結子会社は、会計処理について随時当該担当者による承認手続きを受けております。また、決算・財務報告プロセス及び各業務プロセスの整備、運用状況を見直し、内部統制報告書提出日までに当該是正後の内部統制の整備及び運用状況の評価を行いました。

評価の結果、内部統制報告書提出日において、建設事業における適正な収益及び原価計上に必要な契約内容の検討及び承認手続に係る内部統制は有効であると判断しております。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。